

アメリカにおけるスクール・ライブラリアンの 資格と能力に関する考察 ーフロリダ州の事例を中心にー

坂下直子・大城善盛

1. はじめに

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）では学校図書館に勤務する専門職員をスクール・ライブラリアン（school librarian）と称し、通常、州の法規によって規定され、免許や資格が要求される。しかし、各学校へのスクール・ライブラリアンの配置義務に関しては、州によって異なる。むしろ、配置義務に関しては言及していない州が多いのが現状である⁽¹⁾。

専門職団体であるアメリカ図書館協会（American Library Association、以下 ALA）とアメリカ・スクール・ライブラリアン協会（American Association of School Librarians、以下 AASL）が合同で、2010年に「ALA/AASL スクール・ライブラリアン初期養成基準」⁽²⁾（ALA/AASL Standards for Initial Preparation of School Librarians (2010)、以下 ALA/AASL 基準）、2019年には教員養成認定委員会（Council for the Accreditation of Educator Preparation）と合同で「ALA/AASL/CAEP スクール・ライブラリアン養成基準」⁽³⁾（ALA/AASL/CAEP School Librarian Preparation Standards (2019)、以下 ALA/AASL/CAEP 基準）を作成している。それら2つの基準は入職レベル、すなわち専門職として就職する際のスクール・ライブラリアンを養成するための基準で、大学院での養成を基本としている。

日本では、ALA/AASL 基準や全米レベルの学校図書館プログラム基準等を参考にし、アメリカでは「スクール・ライブラリアンは大学院レベルで養成される」とか、「修士号が要求される」という言説がよくなされる。だが、現状は必ずしもそうではなく、大学院レベルの資格というのは専門職団体である ALA や AASL の理念であり、期待であると理解した方がよい。

州単位での状況はどうなっているだろうか、ということに関心を抱いた筆者らは、フロリダ州を事例に取り、21世紀のフロリダ州の学校図書館専門職員の状況を調査し、日

本図書館研究会の第62回研究大会において発表した⁽⁴⁾。フロリダ州を事例に採用した理由としては、U.S. News & World 社の2021年のベスト学校図書館学教育 (Best School Media Programs) で、フロリダ州立大学 (Florida State University) が第1位にランクされていること⁽⁵⁾、フロリダ州が州法や州行政法でスクール・ライブラリアンに関する記述を行っている州の1つであること、さらにはスクール・ライブラリアンの状況も含めて、情報が比較的多く得られたことがあげられる。日本ではアメリカの州単位のスクール・ライブラリアンの状況がほとんど知られていないことも、事例研究としてフロリダ州を取りあげた要因の1つである。

調査の結果、フロリダ州法 (2020 Florida Statutes) の1006条 (Support for Learning) のF項 (Instructional Materials for K-12 Public Education) に次のように規定されていることがわかった⁽⁶⁾。

公共に公開している学校図書館メディア・センターも含めて、すべての公立学校に学校図書館メディア・サービスのプログラムを開設し、維持すること。

そして、同州法の1012条55項には、「公立学校で校長、教員、ライブラリー・メディア・スペシャリスト (library media specialist)、スクール・カウンセラー、体育コーチ、その他教育に携わる人は、フロリダ州の教育委員会 (State Board of Education) が規定する資格を保持しなければならない」、と規定されていることもわかった⁽⁷⁾。しかし、同州法が記す「ライブラリー・メディア・スペシャリスト」の資格や能力に関しては、記載がなく不明であるが、意味するところについては以下の調査 (表1)⁽⁸⁾から推測できる。

表1 フロリダ州の公立学校の図書館職員の状況 (2018年現在)^{注1)}

	回答校数 (%)	図書館プログラムの有る学校数 (%)	スクール・ライブラリアン数 (%)	スクール・ライブラリアンのうち、スクール・メディア・スペシャリストの資格保持者数 (%)	スクール・メディア・スペシャリストのうち、図書館学修士号を持つライブラリー・メディア・スペシャリストの資格保持者数 (%)	スクール・メディア・スペシャリストのうち、テストのみの人数 (%)
小学校	1,383 (73%)	1,257 (91%)	1,035 (82%)	912 (88%) / 1,035	292 (32%) / 912	501 (55%) / 912
中学校	432 (75%)	397 (92%)	317 (80%)	275 (87%) / 317	104 (38%) / 275	129 (47%) / 275
高等学校	444 (73%)	331 (75%)	268 (81%)	234 (87%) / 268	96 (41%) / 268	109 (47%) / 268

注1) 一貫校が270校存在するが、表1には含まれていない。

フロリダ州では、州法ですべての公立学校に開設すべしとされた学校図書館メディア・サービスのプログラムが、100パーセント開設されていない事実はさておき、開設されている学校の約8割に「スクール・ライブラリアン」がいる。この「スクール・ライブラリアン」だが、その意味は続く表内の職名によって明らかになる。まず、「スクール・ライブラリアン」のうち、「スクール・メディア・スペシャリスト (School Media Specialist)」の資格保持者が9割近くにのぼることが見て取れる。次に、その「スクール・メディア・スペシャリスト」の資格保持者のうち、図書館学修士号を持つ「ライブラリー・メディア・スペシャリスト」の資格保持者が3～4割いることがわかる。一方、「スクール・メディア・スペシャリスト」の資格保持者のうち、テストに合格のみの人の割合が相当数にのぼることもわかる。

先の「スクール・メディア・スペシャリスト」の資格保持者のうち、図書館学修士号を持つ「ライブラリー・メディア・スペシャリスト」の資格保持者という記載、これこそが、フロリダ州法に記載された「ライブラリー・メディア・スペシャリスト」に該当すると考える。フロリダ州では、すでに2003年時点でスクール・ライブラリアンに修士号不要としているため⁽⁹⁾、州法の職名はそれ以前から現在までとりたてて変更が行われないままとなっていると思われる。フロリダ州でスクール・ライブラリアンを務め、現在はテキサス女子大学准教授であるエルキンス博士 (Aaron J. Elkins : PhD) にインタビューすると、「スクール・ライブラリアンになりたいと願う人の中には、もはや必要ではない修士号を取得することを決心する人もいます。調査表の〔図書館学修士号を持つライブラリー・メディア・スペシャリストの資格保持の〕数字は、図書館学修士号の要件が削除される前から調査時まで〔修士号を持つライブラリー・メディア・スペシャリストとして〕継続してスクール・ライブラリアンを務めている人々をも示している可能性があります」とのことであった⁽¹⁰⁾。前述のとおり、フロリダ州における同職種の資格や能力規定については、管見の限り見当たらなかったが、おそらく ALA や AASL 認定もしくは州認可の大学が付与する図書館学資格であると考えられる。

そこで本稿では、州法では教員枠に入り、次章で詳述する州行政法で職名が明記され、資格および能力規定がなされており、同州におけるスクール・ライブラリアンとみなすことのできる「教育メディア・スペシャリスト」(educational media specialist) を事例に取り考察する。そののち、日本の学校図書館専門職に関してどのような示唆が得られるかの小考も試みる。

なお、先行研究や関連文献に関しては、筆者らの先の研究報告以外は、存在しない。

2. 州行政法に基づく「教育メディア・スペシャリスト」(educational media specialist) の資格

フロリダ州行政法の6 A条4.0251項には、教員である教育メディア・スペシャリストの資格に関して次のように規定されている⁽¹¹⁾。

- 1) 教育メディアもしくは図書館学専攻での学士号もしくは修士号の保持
- 2) 学士号もしくは修士号を保持し、以下の領域を含む30単位以上の教育メディア(学)もしくは図書館学の履修
 - a) 図書館メディア・プログラムの経営管理
 - b) コレクション構築(印刷形及び非印刷形の図書館メディア・リソースの評価、選択、維持を含む)
 - c) 図書館メディア・リソース(印刷形及び非印刷形の児童及びヤングアダルトの文学を含む)
 - d) レファレンス・ソース及びサービス(印刷形や電子形を含み、さらに情報サービスの技術を含む)
 - e) コレクションの組織化
 - f) 教育メディアの設計と生産

フロリダ州法に記載されている「ライブラリー・メディア・スペシャリスト」は、上記の規定のうち、「1) 教育メディアもしくは図書館学専攻での学士号もしくは修士号の保持」の中の、「図書館学専攻での学士号もしくは修士号を持つ人のことであると推測する。つまり、教育メディア・スペシャリストは、ライブラリー・メディア・スペシャリストを包含した職名であることがわかる。

一方、同州の行政法で規定されている「教育メディア・スペシャリスト」の用語(概念)は、「教育メディア学」専攻のみの学士号もしくは修士号の保持者も含んでいるので、学問的基盤として「教育メディア学」と「図書館学」のいずれか、または2つの学域を融合させた専門職であると理解できる。フロリダ州行政法は学校図書館の専門職として、図書館学のみを修めた人だけに限っていないということである。なお、州法の「ライブラリー・メディア・スペシャリスト」は、図書館学のみを修めた人であると解せられ、州行政法には記載が無い。ALA 認定のフロリダ州立大学は、「スクール・ライブラリアンの資格認定は行っているが、教育メディア・スペシャリストの認定は行っていない」としている⁽¹²⁾。それは、同大学ではスクール・ライブラリアンを図書館専門職員として養成しているのであって、教員として養成しているのではないからだろう。

州行政法 Rule no. 6A-4.0251で、いつ頃から教育メディア・スペシャリストという職名が登場したのか不明であるものの、発効日が2000年7月17日の資料を確認できた⁽¹³⁾。つまり、AASLが2010年まではスクール・ライブラリアンに対する正式名称としていた「学校図書館メディア・スペシャリスト (school library media specialist)」の用語だが、フロリダ州では、その10年前にはすでに「教育メディア・スペシャリスト」という別の職名を設けて対応していることが判明した。また、2000年7月16日以前の州行政法の“teaching”の項に、「学校図書館メディア・スペシャリスト」の資格について規定が見つからなかったことから、同職名は「教育メディア・スペシャリスト」と違って、継続して現在まで教育者とはみなされていなかったことになる。

フロリダ州では、後述する文書『フロリダ州の教員資格に要求されるコンピテンシーとスキル』(COMPETENCIES AND SKILLS REQUIRED FOR TEACHER CERTIFICATION IN FLORIDA)の中で、本稿で事例として分析する教育メディア・スペシャリストの能力リストが列挙されている。リスト中には、「学校図書館メディア・スペシャリスト」という職名を用いて、教育メディア・スペシャリストの能力規定の説明がなされている。フロリダ州では、表1内の3つの職名も含めて、これで5つの学校図書館専門職名が見られることを、どのように解釈したらよいだらう。そこで、前出のエルキンス博士に問うたところ、下記の返答を得た。

異なる役職はすべて交換可能で、事実上同じことを意味します。本質的には、学校図書館のリソース（本、設備など）を担当する人です。AASLは、「スクール・ライブラリアン」という職名について、学校図書館の仕事の多様な側面を適切に包含する用語であり、その仕事は何と呼ばれるべきかについての最後の公式のメッセージであると決定しました。ただし、AASLは州に対する権限を保持していないため、州は選択したポジションを採用することができます。州は学校図書館認定の資格を決定するためにいくつかの用語を使用する場合がありますが、州内の学区は、その職務がどのように実施され、それが何と呼ばれるかを決定する自治権を持っています。個々の学校の管理者（校長）は、学校で司書がどのように時間を過ごすかを決定するためのさらなるレベルの自律性を持っています。たとえば、私がフロリダのスクール・ライブラリアンだった時、以前の地区の監督者は、私たちの仕事で私たちが行っていることをよりよく反映するために、私たちの肩書きを「ライブラリー・メディア・スペシャリスト」に変更しました。また別の以前の地区の監督者は、独立して、または（理想的には）教室の教師と協力して指導を行うことに多くの時間を費やすことを望んでいましたが、さらに別の以前の学校の管理者は、コンピューターの修理／保守と、州が義務付けたテストの監督に時間を費やすことを望んでい

ました。

上記の証言からは、フロリダ州での学校図書館専門職名や資格の多様性および、学区の自治権による柔軟性を理解できる。また関連して、職名のみならず実務上でも、管理職からの多様な要請による様々な実践があるという実情が見て取れる。

現在、学校図書館専門職員に対する AASL による正式名称はスクール・ライブラリアンであるが、州によってはティーチャー・ライブラリアン (teacher librarian)、学校図書館メディア・スペシャリスト、ライブラリー・メディア・スペシャリスト、教育メディア・スペシャリスト、などと称されていることは、一部後述する。

よって、この論稿では、スクール・ライブラリアン、ティーチャー・ライブラリアン、学校図書館メディア・スペシャリスト、ライブラリー・メディア・スペシャリスト、教育メディア・スペシャリストは、広義の学校図書館専門職という意味概念を指すものとして理解し、使用する。

3. 「教育メディア・スペシャリスト PK-12」に要求される能力

フロリダ州教育委員会とフロリダ教育省は、上記の州行政法の規定に沿うべく、文書『フロリダ州の教員資格に要求されるコンピテンシーとスキル』(COMPETENCIES AND SKILLS REQUIRED FOR TEACHER CERTIFICATION IN FLORIDA) を作成し、公立学校の教育者(英語、数学、理科等の担当者)に必要なコンピテンシーとスキル⁽¹⁴⁾(以下、「能力」)をリストしている。2019年には上記文書の25版の訂正版を作成しており、そこに記載されている内容が最新の能力である⁽¹⁵⁾。その文書の中に、「教育メディア・スペシャリスト」という職も入っている。この「教育メディア・スペシャリスト」は、アメリカでの一般的な用語であるスクール・ライブラリアンのフロリダ州版であると理解することができる。ALA や AASL は、スクール・ライブラリアンを一種の図書館専門職員と見なしているが、フロリダ州では教育メディア・スペシャリストは一種の教員と見なされている。

その文書の冒頭には、すべての教員に該当する「一般的知識」(General Knowledge : エッセイ、英語、読解力及び数学)と「専門職知識」(Professional Education) がリストされている。続く「教育メディア・スペシャリスト PK-12」(Educational Media Specialist PK-12)⁽¹⁶⁾の項(領域)では大項目25、小項目109の能力がリストされている。以下に、「専門職知識」と「教育メディア・スペシャリスト PK-12」を紹介する⁽¹⁷⁾。

3.1 「専門職知識」(Professional Education)

まず、「専門的知識」領域に記されている、教育メディア・スペシャリストを含むすべての教員に必要とされる教育者としての能力とは、次のようなものである⁽¹⁸⁾。(以下は大項目8のみ。小項目57は注を参照。)

- (1) インストラクショナルデザインと計画の知識
- (2) 適切な生徒中心の学習環境の知識
- (3) 主題の包括的な理解による教育実践の円滑化の知識
- (4) 生徒の学習への影響を決定する際の多様な評価戦略の知識
- (5) 妥当で継続的な専門職的進展の知識
- (6) 「倫理綱領」及び「フロリダ州の教育専門職の専門職行為の原理」の知識
- (7) 「英語の学習者」(English Language Learners : ELLs) に教える際の適切な、調査研究に基づいた実践の知識
- (8) 生徒の学習にインパクトを与えるような、カリキュラム横断的に適用できる効果的なリテラシー戦略の知識

3.2 教育メディア・スペシャリスト PK-12に要求される独自の能力

次に、「教育メディア・スペシャリスト PK-12」領域に記されている大項目25、小項目109の能力、すなわち、教育メディア・スペシャリスト PK-12に要求される独自の能力について紹介する。それは以下のようなものである⁽¹⁹⁾。

- (1) 専門職組織、リソース、及び学校図書館メディア・スペシャリストのための全米及び州のガイドラインや基準の知識
 - 1) 州や全米の学校図書館メディアの専門職組織や専門職のリソースを同定できる。
 - 2) 全米のガイドラインの主な概念及び学校図書館メディア・スペシャリストの役割への影響を同定できる。
 - 3) 情報及びメディア・リテラシー・スキルのための州及び全米ガイドラインを同定できる。
- (2) 学校図書館メディア・スペシャリストの教育及び学習の原理の知識
 - 1) 特定の学習ニーズや情報ニーズに応えるために、多様な学習スタイルに合致する最善の実践法を同定できる。
 - 2) 特定の学習ニーズに合致する適切なメディア・フォーマットを選択することができる。

- 3) マルチ・リテラシーを反映するリソースを区別できる。
- (3) 学校図書館メディア・スペシャリストの教育パートナーシップにおける責任に関する知識
 - 1) カリキュラムや指導計画の際に協働する機会を同定できる。
 - 2) カリキュラムの変更を常に把握する方法を同定できる。
 - 3) 指導計画プロセスの要素を同定できる。
 - 4) 指導計画チームにおける学校図書館メディア・スペシャリストの役割を同定できる。
- (4) マルチ・リテラシーを実施する際の教育法の知識
 - 1) 生徒のマルチ・リテラシーを育成する戦略を同定できる。
 - 2) 生徒が探究する、批判的に思考する、及び知識を習得する能力を発達させるための活動を同定できる。
 - 3) 生徒が結論を導き出し、得た情報に基づく決定をし、新しい状況に知識を応用し、新しい知識を創造するための活動を同定できる。
 - 4) マルチ・リテラシーに関する全米及び州レベルの基準を実践に移すために採用する教育方法の効果を評価できる。
 - 5) 生徒が情報を分析し、評価し、倫理的に利用するのを支援する活動を同定できる。
 - 6) 生徒が個人的、審美的成長のためにリソースや情報機関を利用する習慣を身に付けるよう、奨励するための方法を同定できる。
 - 7) 電子的な個人のコミュニケーションや相互作用の際に、安全で倫理的な行動を促進させる戦略を同定できる。
 - 8) 調査プロセス・モデルの構成要素を同定できる。
- (5) 多様なタイプのメディアの設計と作成の際に、学校の学習コミュニティに教えたり、支援したりする方法の知識
 - 1) 多様なタイプのメディアを設計し作成するタイミングを同定できる。
 - 2) 特定の教育ニーズを満たすためにどのようなメディアが作成されるべきかを決定できる。
 - 3) メディア製品を計画し、設計し、評価するための手法を同定できる。
 - 4) 利用可能なあらゆるテクノロジーを使って、リソースやプレゼンテーションを作成する基本的な方法を同定できる。
- (6) 職員研修の設計と実施の知識
 - 1) 効果的な職員研修の要素を同定できる。
 - 2) 機器やテクノロジーの使い方を教師たちに教える方法を同定できる。

- 3) メディアの選択、利用、評価、作成の仕方を教師たちに教える方法を同定できる。
 - 4) 多様な学習ニーズに応ずるための新しく出現するテクノロジーの適用に際して、職員を支援する方法を同定できる。
 - 5) 職員研修に際して関連するトピックを決定できる。
- (7) 学校図書館メディア・スペシャリストの情報専門家としての責任についての知識
- 1) 学習コミュニティのニーズに合致したリソースを選択する際の効果的な方法を同定できる。
 - 2) 生徒と職員のニーズに対応すべく情報リソースを組織化する際の効果的なシステムの特徴を同定できる。
 - 3) 情報へのアクセスに影響を及ぼす要素を同定できる。
 - 4) 学校外の関連情報機関やリソースを同定できる。
 - 5) 資源共有に参加する際に熟慮すべきことを同定できる。
 - 6) レファレンス・リクエストに対応する際に特定の情報を提供する戦略を同定できる。
 - 7) 特定の情報ニーズに対応する際に最も妥当なリソースを同定できる。
- (8) 学習コミュニティのためのあらゆるフォーマットのリソースの知識
- 1) 媒体的に優れていると認識されているリソースを同定できる。
 - 2) その領域で優れていると認識されている著者を同定できる。
 - 3) 媒体的に優れていると認識されているイラストレーターを同定できる。
- (9) 学校図書館メディア・プログラムの基本、設計、計画及び開発の知識
- 1) 学校図書館メディア・プログラムの基準やガイドラインの進展への社会の変化の影響を同定できる。
 - 2) 有名な学校図書館リーダーの貢献を同定できる。
 - 3) 学校図書館メディア・プログラムの使命に影響を及ぼす学校や生徒の特長を同定できる。
 - 4) 学校図書館メディア・プログラムの戦略的計画の構成要素を同定できる。
 - 5) 学校図書館メディア・プログラムが学校進展を支援できる方法を同定できる。
- (10) 学校図書館メディア・プログラムの有効性を測定及び評価するための手順に関する知識
- 1) 学校図書館メディア・プログラムの総括的評価の要素、参加者及び戦略を同定できる。
 - 2) 学校図書館メディア・プログラムの影響を判断するために情報を集める戦略

を同定できる。

- 3) 学校図書館メディア・プログラムの修正を計画及び実施するためにデータを分析し、評価するための方法や戦略を同定できる。
- (11) 予算の計画、準備、唱導及び管理する際に必要となるスキルの理解
 - 1) 学習コミュニティのニーズとプログラムの短期および長期の目標の両方に基づいて、学校図書館メディア予算を効果的に計画し、準備し、管理する方法を同定できる。
 - 2) 学校図書館メディア・プログラムを支援する財源を同定できる。
 - 3) 予算の必要性を効果的に伝達できる戦略を同定できる。
 - (12) 学校図書館メディア・プログラムの職員やボランティアの監督の知識
 - 1) 専門職の責任と準専門職の活動を区別できる。
 - 2) 学校図書館メディアの職員、生徒助手、ボランティアを指導し、監督し、評価する適切な方法を同定できる。
 - (13) 学校図書館メディア・プログラムに利用される方針や手順の知識
 - 1) 方針と手続きを区別できる。
 - 2) 学校図書館メディアの方針と手続きの文書の構成要素及び根拠を同定できる。
 - (14) アクティブ・ラーニングの環境を醸成する方法の知識
 - 1) アメリカ障害者法 (Americans with Disabilities Act) に準拠した、効果的な学校図書館メディア施設の構成要素を同定できる。
 - 2) 学校図書館メディア・センターの風潮に影響を与える要素を同定できる。
 - 3) 学校図書館メディア・センターの壁を越えて、学校図書館メディア・プログラムを拡大する戦略を同定できる。
 - (15) 効果的な学校図書館メディア・プログラムの唱導法の知識
 - 1) 学校図書館メディア・プログラムの利用者及び非利用者を同定する方法を選択できる。
 - 2) 学校図書館メディア利用者を惹きつけ、保持する技巧を同定できる。
 - 3) 学校図書館メディア・プログラムに対する支援を促進し、引き出す戦略を同定できる。
 - 4) 効果的な学校図書館メディア・プログラムと生徒の成績との関係についての研究調査結果を提供する戦略を同定できる。
 - (16) コレクション構築の方針や手続きの知識
 - 1) コレクション構築方針の構成要素を同定できる。
 - 2) あらゆる形のメディアやテクノロジーを評価し、選択し、除籍する規準を同定できる。

- 3) 特定のニーズのための選択ツールやレビュー・ソースを同定できる。
 - 4) 特定のリソースがコレクションに加えられるべきかどうかを判断する際に選択基準を適用できる。
 - 5) コレクション構築の方針や手続きを伝達する方法、及びコレクションが教育プログラム (instructional program) や学習コミュニティのニーズに合致していることを確かにする方法を同定できる。
 - 6) 収集プロセスの構成要素と専門用語を同定できる。
 - 7) コレクション構築計画の特徴を同定できる。
- (17) リソースの管理、目録作成、組織化、貸出及び維持に関する方針や手続きの知識
- 1) リソースへのアクセスを確実にする貸出方針の構成要素を同定できる。
 - 2) 自動図書館管理システムの要素を同定できる。
 - 3) 自動図書館管理システムによって可能となるデータを分析し、利用する方法を同定できる。
 - 4) 書誌的整合性を保つための標準的な技巧を応用できる。
 - 5) オリジナル・カタログの際の基礎的なリソースを同定できる。
 - 6) 書誌レコードのフィールドを同定できる。
 - 7) 学校図書館メディア・コレクションの点検を行う目的や手続きを同定できる。
- (18) 学校図書館メディア・スペシャリストのためのリーダーシップや人間関係スキルの理解
- 1) 学校図書館メディア・センターの職員と学習コミュニティの協働的關係を促進する方法を同定できる。
 - 2) 学校図書館メディア・スペシャリストが学校のプログラムやコミュニティと関わる際にリーダーシップを発揮する機会や戦略を同定できる。
 - 3) 学校図書館メディア・スペシャリストが専門職界 (学校図書館界) と関わる際にリーダーシップを発揮する機会や戦略を同定できる。
- (19) 学校図書館メディア・プログラムに関する州及び国の法規やその影響の知識
- 1) 学校図書館メディア・プログラムに対する州の法規の影響を同定できる。
 - 2) 学校図書館メディア・プログラムに対する国の法規の影響を同定できる。
- (20) 学校図書館メディア・プログラムの現在の専門職的傾向や課題の知識
- 1) 多様なスケジューリングモデルの示唆を同定できる。
 - 2) 学校図書館メディア・プログラムにおける資源共有の示唆を同定できる。
 - 3) 教育と学習の傾向を示すリソースを同定できる。
 - 4) 学校図書館メディア・プログラムへの基準ベースのテストの影響を同定でき

る。

- 5) 生徒の学校図書館メディア・センター利用の動機づけに関する研究成果を同定できる。

(21) 学校図書館メディア・プログラムに関する研究の知識

- 1) 学校図書館メディア・プログラムに関する基礎研究、及びその生徒の成績との関係を同定できる。
- 2) 研究データを解釈できる。
- 3) 研究が学校図書館メディア・プログラムに応用できる方法を同定できる。
- 4) アクション・リサーチを使って問題を分析できる。

(22) 学校図書館メディア・スペシャリストの専門職的倫理の知識

- 1) 著作権や剽窃問題に対して倫理的行動が取れる。
- 2) 知的自由の原則に関連して倫理的行動が取れる。
- 3) プライバシー、秘密事項に関連して倫理的行動が取れる。
- 4) 著作権に関する裁判例の影響を同定できる。

(23) 学校図書館メディア・プログラムにおいて公平性、多様性及び世界的視野を有するための方法の知識

- 1) 多文化、多言語の人々のための適切なリソースを同定できる。
- 2) 多様な学習スタイル、能力、障害を有する生徒のニーズに合致したリソースを同定できる。
- 3) 学校図書館メディア・リソースやサービスへの公平なアクセスを準備するための戦略を同定できる。
- 4) 生徒が多様な、世界的視野を持てるよう手助けする戦略を同定できる。

(24) 教育プログラムへテクノロジーを統合する方法の知識

- 1) テクノロジー・コンピテンシーを評価する戦略を同定できる。
- 2) 様々な情報・メディア・リテラシーのタスクを遂行するための適切なデジタル・リソースを同定できる。
- 3) 情報を提供し共有するための適切なデジタル・リソースやテクノロジーを同定できる。
- 4) 様々な能力を有する生徒に学習の機会を与えるための適応テクノロジーもしくは支援テクノロジーを同定できる。
- 5) 学校の学習コミュニティとコミュニケーションを取るためにテクノロジーを利用する方法を同定できる。
- 6) 教育プログラムへ適切なテクノロジーを統合する戦略を立てることができる。

(25) 読書研究及び戦略の知識

- 1) 教育プログラムを支援し、楽しみのための読書を奨励し、個々の生徒の関心やニーズに合致した読書推進活動を同定できる。
- 2) 生徒の読書（能力）レベルを評価する多様な方法を同定できる。
- 3) 生徒の読書に関するデータに基づいて指導法を変える方法を同定できる。
- 4) 学校図書館メディア・プログラムへ科学的に裏付けられた5つの読書原理を統合する方法を同定できる。
- 5) 教育プログラムへ文学を統合する戦略を同定できる。
- 6) 生徒の読書スキルを育成するための効果的な指導法を同定できる。
- 7) 生徒が教科の語彙を習得し利用できるような指導法や戦略を同定できる。
- 8) 生徒の読解力を育成するような指導法を同定できる。

4. 考察

4.1 教育メディア・スペシャリストの資格に関する部分に対する考察

フロリダ州行政法では、「教育メディア・スペシャリスト」の資格として、1) 教育メディアもしくは図書館学専攻での学士号もしくは修士号の保持、または、2) 学士号もしくは修士号を保持し、30単位以上の教育メディア（学）もしくは図書館学の履修を挙げている。それは、「ALA/AASL 基準」や「ALA/AASL/CAEP 基準」に記されている資格（基準）とは異なり、低いレベルの基準となっている。

他の州を調べてみると、アイオワ州ではティーチャー・ライブラリアンと称され、教育職試験委員会 (Iowa Board of Educational Examiners) によって免許（資格）が与えられる。同州には、1) 小学校（幼稚園児から8年生まで）にのみ通用する免許（学部レベルでの児童向けの24単位の学校図書館学の履修）、2) 中等学校（5年生から12年生まで）にのみ通用する免許（学部レベルでのヤングアダルト向けの24単位の学校図書館学の履修）、3) 幼稚園から中等学校まで通用する免許（修士号の学位と30単位の学校図書館学の履修）、の3種がある。このように、アイオワ州では学部レベルと修士レベルの2種の能力（資格）が要求されているが、どちらかと言うと、比重は学部レベルに置かれている⁽²⁰⁾。

2019年頃の状況だと推測されるが、Every Library Instituteによると、「ALA/AASL 基準」や「ALA/AASL/CAEP 基準」のように学校図書館学の修士号を要求する州は、アラバマ州、アーカンソー州、デラウェア州、ジョージア州、ハワイ州、カンサス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ネバダ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州、オハイオ州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州の15州だけである⁽²¹⁾。他の州のほとんどはフロリダ州とおおよそ同じレベルの資格を要求している。大

城と山本が調査報告した、2003年、2008年、及び2014年の状況と比べて、あまり変化していないことがわかる⁽²²⁾。

そのような現状のもとで、フロリダ教育省は、先述のような能力を有する教育メディア・スペシャリストを育成する大学を認可 (endorsement) している。アリゾナ州などと同様に、Pearson Education, Inc. とも契約して、資格テストも行っている⁽²³⁾。そのテストのための受験参考書まで市販されている。(例：*FTCE Educational Media Specialist PK-12*) また、参考書内の章立ては、教育メディア・スペシャリスト独自に求められる能力規定に沿って編集されている。

2018年時点で、フロリダ州の公立学校の図書館現場では、資格テストのみに合格したスクール・メディア・スペシャリスト (スクール・ライブラリアン) が、相当数存在している。それが先出の表1である。先出のエルキンス博士によると、「スクール・ライブラリアンは教育スタッフの予算の一部と見なされます。つまり、彼らの給与は他の教師と同じ予算から支払われます。教育スタッフの一部として、また国の専門家ガイドラインにより、スクール・ライブラリアンは仕事の一環として教育を提供する必要があります。教師は Pearson Education, Inc. を通じて認定試験を受けることができ、合格した場合、スクール・ライブラリアンとして認定されます」ということであるから、表内のテストは Pearson Education, Inc. によるものであることがわかる。ここでも、スクール・メディア・スペシャリスト (スクール・ライブラリアン=スクール・ライブラリー・メディア・スペシャリスト) が、教育メディア・スペシャリストと同義であることが理解できる。

なお、フロリダ州には、学校図書館に準専門職等だけの学校数が一定数あるが⁽²⁴⁾、エルキンス博士からは、「学校が小さすぎて資金の関係でスクール・ライブラリアンを得ることができない場合、または管理者の意向で他の職種の雇用を優先させた場合、準専門家 (教育の学位と資格を持っていない人) が学校図書館を運営するために雇われる可能性があります。準専門家は図書館を運営するかもしれませんが、資格を持っておらず、教えていない可能性があります。それでも (誤って) スクール・ライブラリアンと呼ばれることがあります」という説明が得られた。フロリダ教育省基準及び教授支援局の中の図書館メディア・サービス課は、教育メディア・スペシャリストの活動支援として様々なプロジェクトを推進しているが、とりわけ「発見：フロリダ図書館メディア探究モデル」⁽²⁵⁾ (FINDS, Florida's Library Media Research Model) などは、フロリダ州の学校教育基準である「フロリダ基準」(Florida Standards) の中の「調査スキル」の実践編であることから、準専門家では到底実践できないと思われる。

前述の Every Library Institute によると、Educational Test Service 社にテストの実施を依頼している州は、アラバマ州、アーカンソー州、ハワイ州、アイダホ州、ア

イオワ州、カンサス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、ミネソタ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ペンシルバニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、ユタ州、ウェストバージニア州、ワイオミング州、などがある。

先述したように AASL はスクール・ライブラリアンを一種の図書館専門職員と見なし、図書館情報学の修士号取得を条件にしている。アメリカの標準職業分類表でもスクール・ライブラリアンを「ライブラリアン、キュレーター、アーキビスト」(Librarians, Curators, and Archivists) の中に分類しているが⁽²⁶⁾、他のほとんどの州ではフロリダ州と同様、スクール・ライブラリアンを一種の教員と見なしている。(ちなみに、カナダやオーストラリアの職業分類ではスクール・ライブラリアンは教員系列に入っている⁽²⁷⁾。)

つまり、教育現場ではライブラリアンとしての知見はもとより、教員としての知見がより切実に求められていると言える。このような見解の相違から、アメリカではスクール・ライブラリアンに関しては、いまだ社会的統一が取れていない(取る必要があるかは別として)ように思われる。それは、資格規定に反映するという意味で重要である。つまり、アメリカでは、ALA や AASL 認定 (accreditation) 大学、州認可 (endorsement) 大学、そして企業による資格テストによる養成という異なる養成方法が存在する。

だが、ここで重要なのは、資格に関して日本のような国家による統一規定を有しないアメリカにおいて、多くの教育現場では、図書館情報学のみで修士号保持者よりも、「教員であり図書館員である独自の専門職」を必要としているということである。それは州あるいは学区ごとの経済状況や管理職の意向に左右される場合も含めて、あくまでも教育現場のニーズに添った等身大の専門職の姿である⁽²⁸⁾。けっして図書館界だけからの理念の提唱および要請による理想の追求ではなく、教育現場が学校図書館専門職に何を求めているかの表れである。フロリダ州をはじめアメリカの多くの州の場合、配置率こそ 100% でないものの、教育現場が求める資格規定の水準に達した人材を、それぞれの現場で実体を伴って合理的に雇用しようとする姿勢がうかがえる。

4.2 「教育メディア・スペシャリスト」の能力に関する領域に対する考察

フロリダ州教育委員会とフロリダ教育省の共同作成である『フロリダ州の教員資格に要求されるコンピテンシーとスキル』の中に、「教育メディア・スペシャリスト」も入っており、フロリダ州では教育メディア・スペシャリストは一種の教員と見なされている。したがって、まず前提となる教員の「専門職知識」領域には、「生徒」という用語が 57 小項目中に 38 も使用されている。つまり「生徒をそのような状態に到達させるための教員の能力」という、学習者視点からの項目が列記されていることを踏まえねばならない。

また、「探究」、「高次の批判的思考」、「読書スキル」、「読解力」、「カリキュラム横断的に適用できる効果的なリテラシー戦略」など、学校図書館との親和性の高い表現もすでに見受けられる。これらは学校図書館専門職独自ではなく、すべての教員が備えておくべき能力としてすでにリストされていることがわかる。

その上で、「教育メディア・スペシャリスト PK-12」領域の能力を概観すると、すべての教員に要求される能力である「専門職知識」領域で示された、生徒の姿を視野に入れた上で教員がどのような役割を果たすべきか、といった能力規定に加えて、「学校図書館専門職として教育を掌る」という姿勢が表れている項目が目につく。それは、「教育及び学習の原理の知識」、「特定の学習ニーズ」、「特定の教育ニーズ」、「多様な学習スタイル」、「教育パートナーシップ」、「カリキュラムや指導計画」、「指導計画プロセス」、「指導計画チーム」、「教育方法の効果を評価」、「学習コミュニティに教え」などの教育的な用語の前後に付随して、学校図書館のリソースやメディアを活用するという役割から見て取れる。他方、すべての教員に要求される教育者としての能力項目で頻出している「生徒」の文字が、それほど高い割合では見受けられないことにも気づく。その代わりに、ライブラリアンとしての独自の能力が多数挙げられている⁽²⁹⁾。それは、能力リストの中に「学校図書館メディア・スペシャリスト」という職名が、半ば同義的に使われていることからわかる。リストの中で、教育メディア・スペシャリストが、教育における ICT を含むテクノロジー活用に携わり、時には教員研修時にリーダーとしての役割を担うとされていることは、特筆すべきであろう。日本における教育の情報化政策では、ICT を含むテクノロジー活用に携わる人材として、学校図書館専門職がまだ認知されていないことと対象的である。先出のエルクンス博士は、以下のように述べている。

基本的に、学校の図書館員の職種は、メディア（フィルムストリップ、テレビ、オーディオ録音など）が図書館のコレクションに組み込まれ始めたときに変化し始めました。変更を反映するために、職名には「メディア」が組み込まれ始めたため、ライブラリー・メディア・スペシャリストまたはメディア・スペシャリストが生まれました。その後、インターネットアクセスが学校にもたらされたとき、AASL は、生徒が消費する情報に基づいた決定を下すように生徒を指導する上で学校図書館員が果たす必要のある役割を認識し、「情報」という言葉が職名に必要なので、メディア情報スペシャリストまたは図書館情報スペシャリストが存在するようになりました。

前述のようにフロリダ州では、教育メディア・スペシャリストを教員と見なし、『フロリダ州の教員資格に要求されるコンピテンシーとスキル』文書内に、「教育メディア・

スペシャリストに要求される能力」が記されていた。他の州におけるスクール・ライブラリアンに要求される能力を調べてみると、インディアナ州にはフロリダ州と同様、インディアナ教育省 (Indiana Department of Education) によって作成されている『インディアナ教育者のための主題基準：スクール・ライブラリアン』(*Indiana Content Standards for Educators: School Librarian*) がある⁽³⁰⁾。この文書には、この基準は「AASLの *Standards for the 21st-Century Learner* に規定されている、生徒が学習成果を挙げるために必要なスクール・ライブラリアンの知識とスキルが記述されている」、と記されている。

ミズリー州の場合、行政法“Rules of Department of Elementary and Secondary Education”の中で、ライブラリー・メディア・スペシャリストが教育者 (teacher) として位置づけられている⁽³¹⁾。そして、ミズリー小・中等教育省 (Missouri Department of Elementary & Secondary Education) は、先出の Pearson Education, Inc. に依頼し、ミズリー州の教育者の資格用に「Missouri Educator Gateway Assessments」と称するテスト枠組みを作成させている。そのテスト枠組みの中に、(能力規定に沿った)「Field 042: Library Media Specialist Test Framework」が入っている⁽³²⁾。

コロラド州でも行政法の中にティーチャー・ライブラリアンの能力が比較的詳しく記述されている⁽³³⁾。

イリノイ州の場合、イリノイ州教育委員会 (Illinois State Board of Education) が作成している『図書館情報スペシャリスト・テスト枠組み』(*Library Information Specialist Test Framework*) があり、それはスクール・ライブラリアン用である。その文書の中に極めて詳細な能力が記されている⁽³⁴⁾。

ニューメキシコ州、オクラホマ州、ロードアイランド州、バーモント州、及びワシントン州の場合は、教師たちの任意の (自発的な) 組織である National Board for Professional Teaching Standards (以下、NBPTS) から得る証書で、スクール・ライブラリアンの能力を保持していると認めている。NBPTS はスクール・ライブラリアンを教員と見なし、「図書館メディア基準」(Library Media Standards) を作成し、テストを行っている。合格した人には、熟練した「学校図書館メディア・スペシャリスト」(accomplished school library media specialist: NB certification) の証書を与えている⁽³⁵⁾。

上記のインディアナ州、ミズリー州、コロラド州、イリノイ州の4つの州で要求されているスクール・ライブラリアンの能力、及びNBPTSの「図書館メディア基準」の中に記されている能力はフロリダ州の要求する内容と似ており、フロリダ州の能力基準が特異的、例外的なものではないことがわかる。前出の Educational Test Service 社が作成しているライブラリー・メディア・スペシャリスト(スクール・ライブラリアン)

用の受験参考書に『ライブラリー・メディア・スペシャリスト』(*Library Media Specialist*)があり、それを見ると、フロリダ州の能力基準のように詳細ではないが、内容的には相似している⁽³⁶⁾。

なお、今後も、フロリダ州はじめ各州では様々な要因から能力規定が更新されていくと思われるが、その際、現在の教育界の世界的動向は「コンピテンシーベース」、特に「学習者のコンピテンシー」の育成であることを踏まえる必要がある⁽³⁷⁾。2017年に作成され、2018年に刊行された AASL の新学校図書館基準『学習者、学校図書館員、学校図書館のための全米学校図書館基準』⁽³⁸⁾ (*National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*)にも、学習者のコンピテンシーと呼応するかたちで、学校図書館員の各コンピテンシーが列挙されている。この基準は、Domain 中の competency を達成すべく、学習者と学校図書館員を支援するように設計されている。能力ある専門職員として、学校図書館員は職務に着手する際、「学習者がどのような姿に到達するか」を想定した上でそれを支援・促進しながら学習に関わるとされた。現にアイオワ州では、すでに同基準を参考にして、2019年に新基準である『アイオワ学校図書館プログラム基準』(*Iowa School Library Program Standards*)を作成している⁽³⁹⁾。

また、近年のアメリカでも、教育における説明責任すなわちアカウントビリティについて、「自らの学習到達に責任を負うべき学習者から、学習者の学習到達に影響を与えることに責任を負うべき教員へ」⁽⁴⁰⁾とパラダイムシフトし、学習者の学びに対して教員がどのような価値をもたらすことができたかが問われるようになっている。この傾向は、もちろん、各州において教員であることを前提としたスクール・ライブラリアン（教育メディア・スペシャリスト）にもあてはまることから、今後の能力規定に影響を及ぼすと思われる。

他方、「学習者のコンピテンシー」が重要ならば、「教育者のコンピテンシー」の重要性も強調されているはずだという考え方も存在する。EU では、2013年に『より学習成果のための教員のコンピテンシー開発支援』(*Supporting teacher competence development for better learning outcomes*)を刊行し、教員のコンピテンシーの同定に乗り出している⁽⁴¹⁾。全米、EU、これらの動向に目配りしながら、学校図書館専門職の能力に関しての議論および策定が行われていくとも考えられ、今後の動向を注視したい。

5. おわりに

フロリダ州の事例を中心に、アメリカにおけるスクール・ライブラリアンの資格と能

力について考察した。ここでは、日本の学校図書館専門職に対する示唆についても少々述べる。

まず、スクール・ライブラリアンの資格については、ALA や AASL などの専門職団体が目指す高度なレベルでの規定と養成スタイルがある一方、同国ではフロリダ州をはじめとする多くの州で、教育現場に即した多様な資格規定がなされ、資格試験などでも人材を調達していた。その資格規定は、基本的には「学校図書館専門職として教育を掌る教員」であるスクール・ライブラリアンを配置するという姿勢であった。ただ、調査結果（表1）他を見ると、学校現場におけるスクール・ライブラリアン配置率は100%ではなかったし、教員ではない準資格者も存在した。その多様性の主な要因は、アメリカでは専門職団体や教育行政の責任者である州教育省が高い理念を掲げて、教育財政の領域は学区が大きな責任を負っている場合が多いので、学区の財政が思わしくないか、スクール・ライブラリアンに対する理解度が不十分な場合には、スクール・ライブラリアンは配置されないか、不十分な配置になる。フロリダ州の場合も、そのいずれかの要因か、もしくは両方の要因が作用している1例であることが、エルキンス博士の証言からも明らかになった。

それでは、日本の学校図書館専門職の資格状況はどうなっているだろうか。

学校図書館法によると「司書教諭」（12学級以上必置義務）と「学校司書」（努力義務）という2種類の学校図書館専門員がおり、それぞれの資格取得に関する事項は、文部科学省によって定められている。教員である「司書教諭」の履修すべき科目は、教員免許状取得を前提として5科目（10単位）、職員である「学校司書」の履修すべき科目は、10科目（20単位）である⁽⁴²⁾。

日本では、2018年時点で、「司書教諭」課程を開校している機関（大学）は123大学⁽⁴³⁾、「学校司書」課程を開校している機関（大学）は約20大学あった⁽⁴⁴⁾。一方、ALA や AASL 認定の養成機関（大学）は極めて少ない⁽⁴⁵⁾。フロリダ州も含めたアメリカの各州が認可（endorsement）している養成機関（大学）数は、一定数ある⁽⁴⁶⁾。フロリダ州の公立学校の図書館現場では、フロリダ教育省の認可を得た大学の卒業生のみならず、民間企業によるテストに合格したスクール・ライブラリアン（教育メディア・スペシャリスト）が混在しているが、詳細な能力規定の要求のもとに行われるテストであることは先述したとおりである。これら機関での養成レベルは、日本の司書教諭と学校司書の養成レベルと比べて多様性に富んでいる。日本では、12学級以上の学校には司書教諭が100パーセント配置され、資格規定は国家で統一されているものの、多くの司書教諭は専任ではなく、養成は形式的なものになっていると言わざるを得ない。

次に、スクール・ライブラリアンの能力規定については、アメリカの多くの州がフロリダ州と同等もしくは少々簡便な項目をリストしていた。よって、フロリダ州の規定は、

全米におけるスクール・ライブラリアンの能力規定の典型として認識できた。フロリダ州では、教員である教育メディア・スペシャリストについて極めて高度かつ詳細な能力（コンピテンシーとスキル）を求めている。このことは、教員としての学校図書館専門職に関する、関心と期待度の高さの証左であろう。しかしながら、州としての高い関心と期待の一方、学区のおかれた状況などによって、教育現場では資格や配置については格差があることから、州が規定した能力項目のうちの一部の能力しか備えていない学校図書館担当者があるであろうことは、容易に推察できる。

それでは、日本の学校図書館専門職の能力規定はどうなっているだろうか。

司書教諭と学校司書について、先出の「司書教諭の講習科目のねらいと内容」、「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」や、2職種の職務から、各職種の能力が類推でき得る程度で、日本には、フロリダ州の「教育メディア・スペシャリストに要求される能力」のように、直截に能力を規定したものは存在しない。

司書教諭が教員であることにかんがみ、まず前提となる教員の資質能力については、2015年に中央教育審議会答申として、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」⁽⁴⁷⁾まで、これまでに議論され記されたものは存在する。中央教育審議会は、文部科学省に置かれた審議会で、もとは文部大臣の諮問機関であり、2001年改組までは文部省に置かれていた。これまでに文教政策に重要な影響を与えてきた機関であり、答申内での提唱および建議内容が教育施策を決定付ける要因となっていることから、上記答申において述べられた教員の資質能力をフロリダ州のそれとの比較対象として見てみると、「情報を適切に収集し、選択し、活用する能力」や「ICTの活用」といった学校図書館と親和性を有した項目が、フロリダ州と同じくすでに見受けられるものの、全体的に概念的・抽象的であり、理念が先行している。また、「生徒をどのような状態に到達させるための教員の資質能力であるのか」という視点が薄い。近年の『教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について』⁽⁴⁸⁾では、子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法は、全教員に求められる能力としてすでに規定されており、司書教諭独自の能力とは言えない。司書教諭の資質能力について、教員であることを前提に、加えて学校図書館担当者として独自に求められる資質能力について、フロリダ州などのような規定に向けて検討された形跡が見当たらない。

一方、学校司書の能力については、文部科学省の2014年『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）』で検討されているものの、フロリダ州と比べて、多分に概念的・抽象的なものにとどまっている。これを受けた2016年『これからの学校図書館の整備充実について（報告）』では、学校図書館担当職員は専門性を有しているとのみ記され、具体的な資質能力について触

れておらず、職務内容の説明にシフトしてしまっている。2014年報告が作成されるに際して、各関連団体がそれぞれの立場から提言した学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の分析がなされたり⁽⁴⁹⁾、検討が行われたり⁽⁵⁰⁾しているものの、研究の域を出ていない。なお、州規定と比較対象とするには妥当性を欠くであろうが、民間団体である日本図書館協会（以下、JLA）の中に設置された学校図書館職員問題検討会が、2016年の『学校図書館職員問題検討会報告書』の中で、学校司書の資質能力について着目し、整理を行っている⁽⁵¹⁾。ここでは、「各役割の基礎となる資質能力」（図書館情報学と教育学の基礎的教養）、「『資料・情報提供の役割』に関する資質能力」、「『教育的役割』に関する資質能力」、「『場』を提供する役割』に関する資質能力」の4つの領域に分けて整理している。だが、それは配置に関していまだ努力義務にとどまる学校司書についてであることから、不安定なものとなっている。

アメリカにおいては、州で高度な能力規定を行いながらも、雇用する立場の学区が、当該地域の実情や要請に則して学校図書館専門職に必要と思われる能力を見定め、資格についても調整することが、ある意味自然な姿と認識される。それに際して、専門職団体である ALA や AASL などの見解を参考にするか否かは任意であるし、それ以上に国家で統一した資格や能力規定を目指す必要はないのであろう。

一方、日本では、国家が学校図書館の専門職養成課程を統一的に掌理している。JLA や全国学校図書館協議会（以下、全国 SLA）認定の養成機関は存在しない。したがって、日本においては、JLA および全国 SLA はじめ様々な関連団体の知見を参考にしながらも、国家としての資格規定を行う前提として、能力規定を行う必要があろう。教育現場で学校図書館専門職にどのような能力が求められるかを教育界が（図書館界と協働して）定めてこそ、その役割にふさわしい資格規定と養成が可能となると考える。それこそが、日本の学校図書館における専門職制確立の鍵となるだろう。

注および引用文献

- (1) *Contexts of School Librarian Employment, 2021.*
<https://libslide.org/pubs/contexts.pdf>. [引用日：2021-06-22]
Appendix to the Contexts of School Librarian Employment, 2021.
<https://libslide.org/pubs/contextsappendix.pdf>. [引用日：2021-06-22]
Requirements for School Librarian Employment: A State-by-State Summary, 2021.
<https://libslide.org/pubs/requirements.pdf>. [引用日：2021-06-22]
- (2) *ALA AASL Standards for Initial Preparation of School Librarians (2010)*
http://www.ala.org/aasl/sites/ala.org.aasl/files/content/aasleducation/schoollibrary/2010_standards_with_rubrics_and_statements_1-31-11.pdf. [引用日：2021-06-22]
- (3) *ALA AASL CAEP School Librarian Preparation Standards (2019)*
http://www.ala.org/aasl/sites/ala.org.aasl/files/content/aasleducation/ALA_AASL_

- CAEP_School_Librarian_Preparation_Standards_2019_Final.pdf). [引用日：2021-06-22]
- (4) 大城善盛, 塩見橘子, 坂下直子「アメリカ・フロリダ州の学校図書館職員の状況」『図書館界』73(2), 2021, p.114-120.
 - (5) Best School Library Media Programs
(<https://www.usnews.com/best-graduate-schools/top-library-information-science-programs/library-media-rankings>). [引用日：2021-06-22]
 - (6) 2020 Florida Statutes. 1006. F. Instructional Materials for K-12 Public Education.
(http://www.leg.state.fl.us/Statutes/index.cfm?App_mode=Display_Statute&Search_String=&URL=1000-1099/1006/1006PARTIFContentsIndex.html). [引用日：2021-06-22]
 - (7) 2020 Florida Statutes. 1012.55 Positions for which certificates required.
(http://www.leg.state.fl.us/Statutes/index.cfm?App_mode=Display_Statute&Search_String=&URL=1000-1099/1012/Sections/1012.55.html). [引用日：2021-06-22]
 - (8) 以下の資料をもとに、坂下直子が作成した。Office of Library Media Services, Dept. of Education of State of Florida, *Library Media Survey 2019: Library Media Services*.
(<http://www.fldoe.org/core/fileparse.php/7564/urlt/LMS19-StateResults.pdf>).
[引用日：2020-07-02]
 - (9) 大城善盛, 山本貴子『21世紀の図書館職員の養成：アメリカとオーストラリアを事例に』日本評論社, 2016, p.60-61.
 - (10) 日本時間で2021年7月23日から25日に、メールでの質疑応答を行った。エルキンス博士は、フロリダ州のスクール・ライブラリアンをテーマに、以下の博士論文を記している。
Aaron J. Elkins, *What's Expected, What's Required, and What's Measured: A Comparative Qualitative Content Analysis of the National Professional Standards for School Librarians, and Their Job Descriptions and Performance Evaluation in Florida*. PhD. Dissertation. 2014.
 - (11) State of Florida Administrative Rules. 6A-4.0251. Specialization Requirements for Certification in Educational Media Specialist (Grades PK-12) -- Specialty Class.
(<http://www.fldoe.org/teaching/certification/certificate-subjects/administrative-rules/6a-4-0251.stml>). [引用日：2021-06-22]
 - (12) FLORIDA STATE UNIVERSITY
(<https://ischool.cci.fsu.edu/programs/certificates/school-librarian-leadership/>).
[引用日：2021-07-02]
 - (13) Florida Administrative Code & Florida Administrative Register
(https://www.flrules.org/Gateway/View_notice.asp?id=1057511). [引用日：2021-06-22]
 - (14) フロリダ教育省が教育メディア・スペシャリストに要求する「コンピテンシー」と「スキル」の用語は、一般的にはそのような使われ方はされていない。例えば、ALAの2009年作成の「ALAの図書館職のためのコア・コンピテンス」(ALA's Core Competences of Librarianship)には、「コンピテンシー」の代わりに「コンピテンス」の用語が使われているが、その「コンピテンス」の中に「スキル」が入っている。また、“*Skills vs Competencies. What's the Difference?*”の文献でも、多くの場合、「スキル」は「コンピテンシー」の中に含まれると記している。
なお、フロリダ教育省のリストの中でも「コンピテンシー」と「スキル」の区別はつきにくい。しかし、教育メディア・スペシャリストに要求されるというコンピテンシーとスキルを見ると、フロリダ州では通常の教科の教員以上の能力（コンピテンシーとスキル）が要求されていると思

われる。

- (15) Florida Department of Education, *COMPETENCIES AND SKILLS REQUIRED FOR TEACHER CERTIFICATION IN FLORIDA*

(<https://www.fldoe.org/core/fileparse.php/7479/urlt/FTCE25thEdition19.pdf>).

[引用日：2021-06-22]

- (16) アメリカでは5、6歳児の通う幼稚園は‘kindergarten’と称し、通常義務教育である。それ以下の年齢の子どもたちをpre-kindergarten (PK)と称している。フロリダ教育省は早期学習課 (Office of Early Learning) を設置して、無料のPK向けのプログラムを設置したりして支援活動を行っている。そして、PKの子どもたちが通う機関 (プログラム) の図書館職員にも専門性を要求しているわけである。

(<http://www.floridaearlylearning.com/>). [引用日：2021-06-22]

- (17) なお、橋本美保は、以下の指摘を行っている。[出典：橋本美保『明治初期におけるアメリカ教育情報受容の研究』風間書房，1998，p.1.]

文献による教育情報は、その保持や送受信が容易であるという利点を有している。しかし、一方で文献であるが故の陥穽もある。言語の翻訳は比較的容易に行えても、情報の内容が常に正確に伝わるとは限らない。ある地域の教育情報が翻訳される時、同時にそれは文化として翻訳されることが必要になる。受容する主体が、文化の翻訳を意識しながら情報を受容しているか、それともその必要を自覚さえないままに情報を受容しているのかによって、その教育情報は有益であったり、害になったりもする。

上記の指摘に真摯に耳を傾け、日本とフロリダ州で文化の異同があることを承知しながら、あくまで英文に忠実に訳出した。

- (18) 大項目および小項目内の「生徒」の用語は、小学校の児童から中等教育学校の生徒までを意味している。

教育メディア・スペシャリストの教育専門職としての知識 (Professional Education)

(1) インストラクショナルデザインと計画の知識

- 1) 生徒の熟練度 (パフォーマンス・レベル)、ニーズ及び学習を評価したり、監視したりするための適切な方法、戦略及び評価手段 (例：形成的評価、総括的評価) を選択できる。
- 2) 適切なレベルの厳格さで州の基準と合致した批判的、創造的及び省察的思考を育成するための多様な教育実践、資料及びテクノロジーを選択できる。
- 3) 生徒に多様な応用スキルやコンピテンシーを有していることを提示させるような学習経験及び活動を見つけ、応用できる。
- 4) 測定可能な目標、個々の生徒の学習ニーズ及び熟練度 (パフォーマンス・レベル) に基づく教育リソースを同定できる。
- 5) インストラクショナルデザインと計画に学習理論を応用できる。
- 6) 適切なレベルの厳格さで州の基準と合致し、生徒の学習ニーズ及び熟練度 (パフォーマンス・レベル) に合致した適切な長期の教育目標と短期の教育目的を決定できる。
- 7) 計画の際に、文化的応答性 (例：地域的、社会経済的、母国語) のある教材及び実践を選択し、利用できる。
- 8) 以前の知識を活発化し、またレッスン間に一貫性を保たせるために、連続性のあるレッスンと概念を選択できる。
- 9) 生徒の習得 (学習) のためにインストラクショナルデザインに違いを持たせるよう、身

体的、社会的及びアカデミックな発達パターンを同定できる。

10) 個々の生徒のニーズ及びデータに基づいた適切な介入戦略を決定し、応用できる。

(2) 適切な生徒中心の学習環境の知識

- 1) 多様（例：対面、バーチャル）な学習環境の中で、時間、空間及び注意力を組織化・割り当て・管理するための適切な手法を選択し、使用できる。
- 2) 個々の生徒の行動及びグループダイナミクスを管理する適切な戦略及び手続きを応用できる。
- 3) すべての生徒に高い期待度を伝達する効果的な手法を使用できる。
- 4) すべての生徒のニーズ及びバックグラウンド（例：文化、母国語、家族）に対応するために、学習環境を評価し、適合させることができる。
- 5) 適切な口頭及び書面での伝達スキルのモデル化のための関連技術を適用できる。
- 6) すべての生徒にとって「オープン性」、「探究」、「公平」及び「支援」という安全な雰囲気醸成するための刷新を奨励するようなスキルと実践を決定できる。
- 7) 生徒中心の学習環境を維持するために情報と伝達のテクノロジーを応用できる。
- 8) すべての生徒が効果的にコミュニケーションし、教育目標を達成できるよう、支援テクノロジーを同定できる。

(3) 主題の包括的な理解による教育実践の円滑化の知識

- 1) すべての生徒が関係し、挑戦できるよう、動機付け戦略を使用できる。
- 2) 主題領域のリテラシーを育成するための適切な教育実践を行うことができる。
- 3) 教育を進展させるために生徒の主題知識のギャップを分析できる。
- 4) 主題に関する先入観や誤解を解くために指導を評価し修正できる。
- 5) 教える主題を生活経験や他の教科と関連付けることができる。
- 6) 高次の批判的思考スキルを育成するための技巧を応用できる。
- 7) 関連性のあるわかりやすい指導ができるよう、多様な戦略とリソース、及び適切なテクノロジーを選択できる。
- 8) 学習ニーズの評価や個人差、及び生徒への継続的なフィードバックに基づいて、個別化教育実践を同定できる。
- 9) 生徒の達成度を促進するために、フィードバックの手法を決定し、応用できる。
- 10) すべての生徒の学習ニーズ、発達レベル及び経験的背景に対応すべく、適切な主題領域の活動を応用できる。

(4) 生徒の学習への影響を決定する際の多様な評価戦略の知識

- 1) 指導上の決定を導くために複数のソースから得た評価データを分析できる。
- 2) 生徒の習得につながる学習目的にマッチした形成的、総括的評価を選択できる。
- 3) 生徒の発達や成果を見取るために多様な評価ツールを使うことができる。
- 4) 生徒の学習スタイルや異なった知識レベルに合った適切な評価やテスト実践を決定できる。
- 5) 生徒の評価データの重要性や成果を生徒や関係者と共有する方法を同定できる。
- 6) 評価データを組織化し統合するテクノロジーを使用できる。

(5) 妥当で継続的な専門職的進展の知識

- 1) 教育者と生徒のニーズを根拠にした教育効果を強めるために、妥当で測定可能な専門職研修目標を決定できる。
- 2) 指導と生徒の達成度を高めるために、データに基づく調査研究を分析し、応用できる。

- 3) 学習効果を評価するために、計画を調整するために、そしてレッスンや実践の効果を省察して継続的に進歩するために、独力でまたは仲間との協働で多様なデータを使用できる。
 - 4) 多様な生徒の学習支援と継続的な進歩のためにコミュニケーションを取ったり、リソースを得たりするなどの家庭、学校及び他の関係者と協働する方法を同定できる。
 - 5) 教員のパフォーマンスを進歩させ、生徒の学習に影響を与えるために、適切な専門職的成長の機会と省察的実践を選定し決定できる。
 - 6) 専門職的研修の実施、及びその教育と学習プロセスへの応用について分析できる。
 - 7) 生徒の学習に影響を与える指導設計と実践のために、テクノロジーに関する適切な専門職的成長の機会を選定できる。
- (6) 「倫理綱領」及び「フロリダ州の教育専門職の専門職行為の原理」の知識
- 1) 専門職的、個人的状況に「倫理綱領」及び「専門職行為の原理」を適応する。
 - 2) 「教育実践委員会」(Educational Practices Commission) によって教員に課される罰に対する法的根拠や手続き、及び個人に与えられている訴訟手続きを同定できる。
 - 3) 権利、法的責任、虐待、ネグレクト、及び他の苦痛の兆候に対する報告手続きの知識を応用できる。
 - 4) テクノロジーの安全で適切な、そして倫理的使用に関する方針や手続きを同定し、適用することができる。
 - 5) 生徒の情報や記録の適切な利用法や維持法を同定し、適用することができる。
- (7) 「英語の学習者」(English Language Learners : ELLs) に教える際の適切な、調査研究に基づいた実践の知識
- 1) 文化、文化グループ、個人の文化的アイデンティティの性質や役割をすべての生徒の学習経験に関連付けることができる。
 - 2) 生徒への指導を設計するために、第1第2言語リテラシーの習得レベルに関連して、生徒の発達の特性を分析できる。
 - 3) ELLs の学習を進展させるために、教育アプローチ、方法、戦略及び関係者とのコミュニケーションを統合するための「同意判決」(Consent Decree) を解釈できる。
 - 4) 多文化及び複数レベルの学習環境を根拠にした、ELLs 対象の基準ベースのカリキュラム、資料、リソース及びテクノロジーを評価し、区別できる。
 - 5) ELLs に影響を与える評価問題を分析し、ELLs の様々な英語レベルやアカデミック・レベルに適切に対応できる。
- (8) 生徒の学習にインパクトを与えるような、カリキュラム横断的に適用できる効果的なリテラシー戦略の知識
- 1) 主題領域で教科書の読書スキルを育成するための効果的な指導方法を適用できる。
 - 2) 生徒が主題領域の語彙を増大させ、使用できるような指導方法を選択できる。
 - 3) 生徒が主題領域での読解力を促進させるような指導方法を決定できる。
 - 4) 高次の批判的思考スキルを育成するために適切なリテラシー戦略を適用できる。
 - 5) 主題領域及び生徒のリテラシー・レベルに応じた適切なリソースを選択できる。
 - 6) すべての生徒のリテラシー・データに基づいて教育実践を差別化できる。
- (19) 大項目および小項目内の「生徒」の用語は、幼稚園児から中等教育学校の生徒までを意味している。
- (20) 大城善盛「アメリカ・アイオワ州のティーチャー・ライブラリアンに関する考察」『Journal

- of I-LISS Japan』 3 (2), 2021, p.4-32.
- (21) Every Library Institute, Requirements to Become a School Librarian By-Sate.
(https://www.everylibraryinstitute.org/requirements_to_become_a_school_librarian_by_state). [引用日：2021-06-22] ;
School Library Connection, State Certifications. c2020.
(<https://schoollibraryconnection.com/glossary/StateCertifications/1959095>).
[引用日：2021-06-22]
- (22) 大城善盛, 山本貴子 前掲(9).
- (23) Florida Department of Education, FTCE/FELE
(<https://www.fldoe.org/accountability/assessments/postsecondary-assessment/glance.stml>). [引用日：2021-06-22]
- (24) Office of Library Media Services, Dept. of Education of State of Florida, *Library Media Survey 2018 - District Results*.
(<http://www.fldoe.org/core/fileparse.php/7564/urlt/LMS19-DistrictResults.pdf>).
[引用日：2021-07-25]
- (25) Office of Library Media Services, Florida Department of Education, Information Literacy: - FINDS - Florida's Library Media Research Model.
(<http://www.fldoe.org/academics/standards/subject-areas/library-media-services-instructional-t/info-literacy-fls-library-media-curric.stml>). [引用日：2021-07-25]
2015年作成の「発見：フロリダ図書館メディア探究モデル」は、「フロリダ基準」(Florida Standards) の中に記されている調査スキル (research skills) を組み込んであり、基準が一連のプロセス (幼稚園から12年生まで) を通じて応用できるフレーム (枠) を準備してある、と記している。
- (26) U.S. Bureau of Labor Statistics.
(https://www.bls.gov/soc/2018/major_groups.htm). [引用日：2021-06-22]
- (27) Government of Canada, National Occupational Classification, Hierarchy and structure. (<https://noc.esdc.gc.ca/Structure/Hierarchy>). [引用日：2021-07-25] ;
1220.0 - ANZSCO - Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations, 2013, Version 1.3.
(<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1220.02013,%20Version%201.3?OpenDocument>). [引用日：2021-07-25] ;
1220.0 - ANZSCO - Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations, 2013, Version 1.3.
(<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Latestproducts/43C062C62BA8A7A8CA2584A8000E78DD?opendocument>). [引用日：2021-07-25] ;
1220.0 - ANZSCO - Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations, 2013, Version 1.3.
(<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Latestproducts/8ACA007B38EF024ACA2584A8000E79A1?opendocument>). [引用日：2021-07-25]
- (28) 次の文献をも参照。Aaron J. Elkins, *What's Expected, What's Required, and What's Measured A Comparative Qualitative Content Analysis of the National Professional Standards for School Librarians, and Their Job Descriptions and Performance*

- Evaluation in Florida*. PhD. Dissertation. 2014, p.90-92.
 (〈<https://fsu.digital.flvc.org/islandora/object/fsu%3A185384/datastream/PDF/view>〉).
 [引用日：2021-07-02]
- (29) なお、日本の学校教育法施行規則においては、幼稚園にも図書室の設置が必要とされており、この点において、「PK (prekindergarten)」すなわち小学校入学前の4、5歳児をも対象として策定された「教育メディア・スペシャリストPK-12」が参考となろう。
- (30) Indiana Department of Education, *Indiana Content Standards for Educators: School Librarian*. 2010.
 (〈<https://www.doe.in.gov/sites/default/files/licensing/school-librarian.pdf>〉).
 [引用日：2021-06-22]
- (31) State of Missouri, Rules of Department of Elementary and Secondary Education. p.37.
 (〈Missouri Secretary of State: Code of State Regulations (mo.gov)〉).
 [引用日：2021-06-22]
- (32) Pearson Education, Inc., *Missouri Educator Gateway Assessments: Field 042: Library Media Specialist Test Framework*. 2014.
 (〈http://www.mo.nesinc.com/Content/Docs/MO042_obj_FINAL.pdf〉).
 [引用日：2021-06-22]
- (33) Colorado State Board of Education, CODE OF COLORADO REGULATIONS
 (〈<http://www.cde.state.co.us/cdeprof/teacherlibrarianendorsementrules>〉).
 [引用日：2021-06-22]
- (34) Illinois State Board of Education, *Illinois Licensure Testing System. Field 175: Library Information Specialist Test Framework*. 2003.
 (〈https://www.il.nesinc.com/Content/Docs/IL fld175_FW.pdf〉). [引用日：2021-06-22]
- (35) National Board for Professional Teaching Standards, National Board Certified Teacher, National Board Certification, *Library Media Standards 2nd ed*, 2015.
 (〈<http://www.nbpts.org/wp-content/uploads/ECYA-LM.pdf>〉). [引用日：2021-06-22]
- (36) ETS, *Library Media Specialist* (ets.org)
 (〈<https://www.ets.org/s/praxis/pdf/5311.pdf>〉). [引用日：2021-06-22]
- (37) 例：OECD, *The Definition and Selection of Competencies Executive Summary*. 2005.
 (〈<https://www.oecd.org/pisa/35070367.pdf>〉). [引用日：2021-06-22] ;
 Partnership for 21st Century Learning, *Framework for 21st Century Learning*. 2009.
 (〈http://www.edu270.weebly.com/uploads/9/1/4/9/9149952/p21_framework_0515.pdf〉).
 [引用日：2021-06-22] ;
 Griffin, Patrick, McGaw, Barry, Care, Esther (Eds.) *Assessment and Teaching of 21st Century Skills*. Springer, 2011; Fadel, C., Bialik, M., and Trilling, B., *Four-dimensional Education: The Competencies Learners Need to Succeed*. Lightning Source Inc. 2015.
- (38) American Association of School Librarians, *National School Library Standards for Learners, School Librarians, and School Libraries*, Amer Library Assn, 2017.
- (39) Iowa Department of Education, *Iowa School Library Program Standards*, 2019.
 (〈<https://educateiowa.gov/sites/files/ed/documents/School%20Library%20Standards%202019-03-08.pdf>〉). [引用日：2021-07-02]

- Iowa Department of Education, *Librarians: Your standards are ready*, 2019.
(<https://educateiowa.gov/article/2019/03/19/librarians-your-standards-are-ready>).
[引用日：2021-07-02]
- (40) Collins, C. & Amrein-Beardsley, A., *Putting Growth and Value-Added Models on the Map: A National Overview*, Teacher College Record, 2014, p.1.
- (41) *Supporting teacher competence development*, 2013.
(https://ec.europa.eu/assets/eac/education/experts-groups/2011-2013/teacher/teachercomp_en.pdf). [引用日：2021-06-22]
- (42) 文部科学省「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について（通知）（別紙2）司書教諭の講習科目のねらいと内容」1998.
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327076.htm).
[引用日：2021-06-22]
文部科学省「『学校司書のモデルカリキュラム』について（通知）（別添）『学校司書のモデルカリキュラム』」2016.
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380587.htm).
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380587_01_1.pdf). [引用日：2021-06-22]
- (43) 平成28年度学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開講等に係る実施予定状況一覧
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/_icsFiles/afieldfile/2016/02/08/1349638_01_1.pdf). [引用日：2021-06-22]
- (44) 坂下直子「学校図書館におけるプロフェッションの交錯的併存：養成科目「読書と豊かな人間性」の検討を踏まえて」『Journal of I-LISS Japan』2(1), 2019-09, p.52-77.
- (45) American Library Association, *Accredited Library and Information Studies Master's Programs from 1925 through Present*, 2021.
(<https://www.ala.org/educationcareers/accreditedprograms/directory/historicallist>).
[引用日：2021-06-22]
American Association of School Librarians, *CAEP/AASL School Librarianship Education Programs*.
(<https://www.ala.org/aasl/about/ed/caep/programs>). [引用日：2021-06-22]
- (46) Debra E. Kachel, Keith Curry Lance, *Contexts of School Librarian Employment, 2021*, p.9-10. (<https://libslide.org/pubs/contexts.pdf>). [引用日：2021-06-22]
ちなみに、この資料からは、全州における学校図書館基準の有無、スクール・ライブラリアン資格の有無、スクール・ライブラリアンの配置義務の有無、州における指導者の有無、州による学校図書館職員に関するデータ収集の有無、州による直接的な財政的支援の有無、電子情報源に対する州の財政的支援の有無を知ることができる。
- (47) 中央教育審議会『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～』2015.
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf). [引用日：2021-06-22]
- (48) 文部科学省『「教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について」（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）の送付について（通知）』中央教育審議会初等中等教育分科会・教員養成部会，2020.

- (https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/20201014-mxt_kyoikujinzai01-000010456-5.pdf). [引用日：2021-06-22]
- (49) 鎌田和宏 「学校図書館法の改正とこれからの学校図書館専門職の役割をめぐって」『現代の図書館』53(1), 2015, p.3-11.
- (50) 江竜珠緒 「学習を支援する学校図書館職員に求められる専門性とその養成」『現代の図書館』53(1), 2015, p.19-24.
- (51) 日本図書館協会学校図書館職員問題検討会『学校図書館職員問題検討会報告書』2016, p.10-11.
(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gakutohoukoku2016.pdf>).
[引用日：2021-06-22]

(さかした なおこ。
おおしろ ぜんせい。
2021年7月26日受理)